

寄稿

転機に立つ「ふるさと納税制度」 の現状と課題

～寄附を受ける側の地域・自治体のあり方～

(株) 四銀地域経済研究所 客員研究員
高知短期大学名誉教授

福田 善乙



目次

はじめに

I ふるさと納税制度誕生の背景

1 都道府県人口の推移

2 一人あたり県民所得の推移

3 都道府県の地域際収支の状態

4 財政力指数および地方債現在高の状態

II ふるさと納税制度の登場とその内容

III ふるさと納税の実態

IV ふるさと納税制度の問題点

V ふるさと納税制度改善への基本的視点

VI 寄附を受ける側の地域・自治体の対応のあり方

おわりに

【要約】

1. 2008年、「ふるさと納税制度」が誕生したが、現在、転換期にきている。野田聖子総務大臣も2018年9月11日の記者会見で「抜本的な見直しを検討する」と表明している。
2. すなわち、「返礼品」を巡る自治体間の生存競争のなかで、寄附する側は「返礼品」を基準に選択し、寄附される側の自治体も寄附金額の増加を求めて地場産品と言えない高価な「返礼品」を提供するという本来の趣旨と違った様相を呈している。
3. ここでは、ふるさと納税制度の誕生の背景を述べるとともに、ふるさと納税制度の内容・実態を分析した。
4. ふるさと納税制度はその内容から、現在起こっている問題が生じることを内包していた。
5. 寄附する側は地域・自治体への愛情・思い入れを基準に寄附するのではなく、「返礼品」の損得を基準に寄附先を決めることが多くなるし、寄附される側の地域・自治体も感謝を基準とするよりも、寄附金の増加を基準に「返礼品」を提供するという問題が生じたことである。
6. そのなかで、寄附される側の地域・自治体のふるさと納税への対応のあり方について分析した。それは地域・自治体を自分達が協働して生きがい・働きがいのある場にすることが「目的」で、それを実現する1つの「手段」がふるさと納税であることを指摘した。
7. そして、ふるさと納税制度を本来の「寄附文化」（無償を基本とする寄附）を基軸とするものへと改変する必要性を提示した。

はじめに

2008年から始まったふるさと納税制度は、いま転換期にある。

この10年の間に、ふるさと納税制度の実態が変化したからである。すなわち、ふるさと納税制度が本来の意図から離れて、「返礼品」競争が激化したからである。

寄附する側は本来の地域・自治体への愛情や思い入れというよりも、得られる「返礼品」の損得によって寄附先を選択することが多くなるし、寄附される側の地域・自治体も感謝の気持ちというよりも、寄附金額の増加を図るために地場産品から離れた高価な「返礼品」を設定したり、寄附金に対する自治体の返礼費用の割合が3割を超える物品を提供したりという問題点が多発している。

そこで2018年9月11日、野田聖子総務大臣は記者会見で「抜本的な見直しを検討する」と表明することになった。

これから、ふるさと納税制度の検討が本格化し、改訂の方向に進むことになる。

そこで、ここでは、ふるさと納税制度が誕生する背景、ふるさと納税制度の内容と実態を明らかにするとともに、寄附を受ける地域・自治体のふるさと納税制度への対応のあり方について分析している。

本論考がふるさと納税制度のあるべき姿に立ち帰るために役立つことを願っている。

I ふるさと納税制度誕生の背景

1. 都道府県人口の推移

日本及び都道府県人口の推移は、[第1表](#)のごとくである。

日本全体の人口は、1980年の1億1,706万人からみても増加傾向にあり、1990年1億2,361万人、2000年1億2,693万人となり、2010年1億2,806万人のピークに達するが、それ以降は減少に転じ、2015年には1億

2,709万人になっている。

この間、首都の東京都は1980年1,162万人から一貫して増加し、2015年には1,352万人へと35年間で190万人増加している。

東京圏の一角である神奈川県も1980年692万人から一貫して増加して、2015年913万人へと220万人も増加している。

埼玉県は1980年542万人から一貫して増加して、2015年727万人へと185万人増加している。また、千葉県も1980年474万人から一貫して増加し、2015年には622万人へと149万人増加している。

それゆえ、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の東京圏4都県の合計でみると、1980年2,870万人から2015年には3,613万人へと743万人も増加しているのであり、2015年は日本全体の人口の28.4%を占めている。

また、三大都市圏の一つである大阪府は、1980年847万人から一貫して増加して2010年887万人になるが、2015年は若干減少して884万人になり、1980年からみると37万人増加している。

3大都市圏の一つの愛知県は1980年622万人から一貫して増加して、2015年には748万へと126万人増加している。

これに対して、北海道・東北・中国・四国・九州の農山漁村地域である北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・鳥取県・島根県・山口県・徳島県・高知県・長崎県・鹿児島県などは1980年から2015年にかけて軒並み人口を減少させている。

このなかで、高知県は1980年83万人から一貫して人口が減少し、2015年73万人へと35年間で10万人減少している。

このように、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の東京圏および大阪府・愛知県など大都市への人口集中があり、他方、北海道・東

第1表 都道府県人口の推移（国勢調査）

（単位：千人）

	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年
北海道	5,576	5,644	5,683	5,506	5,382
青森	1,524	1,483	1,476	1,373	1,308
岩手	1,422	1,417	1,416	1,330	1,280
宮城	2,082	2,249	2,365	2,348	2,334
秋田	1,257	1,227	1,189	1,086	1,023
山形	1,252	1,258	1,244	1,169	1,124
福島	2,035	2,104	2,127	2,029	1,914
茨城	2,558	2,845	2,986	2,970	2,917
栃木	1,792	1,935	2,005	2,008	1,974
群馬	1,849	1,966	2,025	2,008	1,973
埼玉	5,420	6,405	6,938	7,195	7,267
千葉	4,735	5,555	5,926	6,216	6,223
東京	11,618	11,856	12,064	13,159	13,515
神奈川	6,924	7,980	8,490	9,048	9,126
新潟	2,451	2,475	2,476	2,374	2,304
富山	1,103	1,120	1,121	1,093	1,066
石川	1,119	1,165	1,181	1,170	1,154
福井	794	824	829	806	787
山梨	804	853	888	863	835
長野	2,084	2,157	2,215	2,152	2,099
岐阜	1,960	2,067	2,108	2,081	2,032
静岡	3,447	3,671	3,767	3,765	3,700
愛知	6,222	6,691	7,043	7,411	7,483
三重	1,687	1,793	1,857	1,855	1,816
滋賀	1,080	1,222	1,343	1,411	1,413
京都	2,527	2,602	2,644	2,636	2,610
大阪	8,473	8,735	8,805	8,865	8,839
兵庫	5,145	5,405	5,551	5,588	5,535
奈良	1,209	1,375	1,443	1,401	1,364
和歌山	1,087	1,074	1,070	1,002	964
鳥取	604	616	613	589	573
島根	785	781	762	717	694
岡山	1,871	1,926	1,951	1,945	1,922
広島	2,739	2,850	2,879	2,861	2,844
山口	1,587	1,573	1,528	1,451	1,405
徳島	825	832	824	785	756
香川	1,000	1,023	1,023	996	976
愛媛	1,507	1,515	1,493	1,431	1,385
高知	831	825	814	764	728
福岡	4,553	4,811	5,016	5,072	5,102
佐賀	866	878	877	850	833
長崎	1,591	1,563	1,517	1,427	1,377
熊本	1,790	1,840	1,859	1,817	1,786
大分	1,229	1,237	1,221	1,197	1,166
宮崎	1,152	1,169	1,170	1,135	1,104
鹿児島	1,785	1,798	1,786	1,706	1,648
沖縄	1,107	1,222	1,318	1,393	1,434
全 国	117,060	123,611	126,926	128,057	127,095

（出所）総務省資料

北・北陸・中国・四国・九州の農山漁村地域の人口は減少しており、この地域間の人口増減の落差があることが、「ふるさと納税制度」が誕生する一つの背景となっている。

2. 1人あたり県民所得の推移

1人あたり県民所得の推移をみれば、第2表のごとくである。

全国平均でみると、2001年308万円から2010年293万円へ減少するが、2014年には306万円となっており、増減はあるが、ほぼ横ばい状態になっている。

このなかで、東京都は2001年500万円から2014年451万円へ減少しているが、常に断トツの1位であることである。東京都のこのずば抜けた状態が特徴である。

これに対して、東京都を100とした1人あたり県民所得が60以下の地域をみると（2014年）、北海道・青森県・秋田県・山形県・新潟県・奈良県・鳥取県・島根県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県の17道県にのぼっており、いずれも北海道・東北・北陸・中国・四国・九州の農山漁村地域が中心である。特に沖縄県は47.2と極端に低い状態である。

このなかで、高知県は2001年266万円から2014年253万円へ額は減少しているが、東京都との比較でいえば、53.1から56.1へと上昇している。しかし、依然として東京都の6割以下であり、その落差が大きい。

このように、全体としてみれば、東京都が断トツの状態であり、その他の地域との経済格差があることが、「ふるさと納税制度」がテーマになる背景の一つである。

3. 都道府県の地域際収支の状態

つぎに、地域際収支（域際収支）からみた

第2表 1人あたり県民所得の推移

（単位：千円，％）

	1人あたり県民所得			東京を100とした割合		
	2001年	2010年	2014年	2001年	2010年	2014年
北海道	2,670	2,462	2,560	53.4	55.3	56.7
青森	2,361	2,322	2,405	47.2	52.1	53.3
岩手	2,472	2,266	2,716	49.5	50.9	60.2
宮城	2,687	2,438	2,807	53.8	54.8	62.2
秋田	2,424	2,280	2,467	48.5	51.2	54.7
山形	2,473	2,366	2,589	49.5	53.1	57.4
福島	2,692	2,532	2,861	53.9	56.9	63.4
茨城	2,901	2,979	3,088	58.0	66.9	68.4
栃木	3,036	3,055	3,204	60.7	68.6	71.0
群馬	2,849	2,845	3,092	57.0	63.9	68.5
埼玉	2,880	2,818	2,903	57.6	63.3	64.3
千葉	3,002	2,868	2,970	60.1	64.4	65.8
東京	4,998	4,453	4,512	100.0	100.0	100.0
神奈川	3,130	2,917	2,929	62.6	65.5	64.9
新潟	2,735	2,608	2,697	54.7	58.6	59.8
富山	3,239	3,054	3,185	64.8	68.6	70.6
石川	3,162	2,783	2,947	63.3	62.5	65.3
福井	2,865	2,873	2,973	57.3	64.5	65.9
山梨	2,693	2,787	2,797	53.9	62.6	62.0
長野	2,842	2,639	2,821	56.9	59.3	62.5
岐阜	2,882	2,650	2,717	57.7	59.5	60.2
静岡	3,206	3,122	3,220	64.1	70.1	71.4
愛知	3,425	3,117	3,527	68.5	70.0	78.2
三重	2,857	2,955	3,144	57.2	66.4	69.7
滋賀	3,171	3,232	3,126	63.5	72.6	69.3
京都	2,782	2,896	3,028	55.7	65.0	67.1
大阪	3,177	2,913	3,013	63.6	65.4	66.8
兵庫	2,955	2,734	2,844	59.1	61.4	63.0
奈良	2,796	2,489	2,534	55.9	55.9	56.2
和歌山	2,508	2,631	2,798	50.2	59.1	62.0
鳥取	2,585	2,259	2,330	51.7	50.7	51.6
島根	2,462	2,292	2,440	49.3	51.5	54.1
岡山	2,820	2,613	2,711	56.4	58.7	60.1
広島	3,010	2,893	3,145	60.2	65.0	69.7
山口	2,809	2,854	3,126	56.2	64.1	69.3
徳島	2,775	2,758	2,905	55.5	61.9	64.4
香川	2,851	2,721	2,890	57.0	61.1	64.1
愛媛	2,630	2,492	2,520	52.6	56.0	55.9
高知	2,655	2,307	2,530	53.1	51.8	56.1
福岡	2,760	2,741	2,759	55.2	61.6	61.1
佐賀	2,522	2,480	2,509	50.5	55.7	55.6
長崎	2,285	2,346	2,354	45.7	52.7	52.2
熊本	2,379	2,338	2,395	47.6	52.5	53.1
大分	2,638	2,533	2,583	52.8	56.9	57.3
宮崎	2,251	2,226	2,381	45.0	50.0	52.8
鹿児島	2,392	2,398	2,389	47.9	53.9	52.9
沖縄	2,070	2,022	2,129	41.4	45.4	47.2
全 国	3,081	2,927	3,057	61.6	65.7	67.8

（出所）内閣府「県民経済計算」（1993SNA、平成17年基準計数）による

47都道府県の状態をみていきたい。

地域際収支とは、地域間の財やサービスなどの取引における収入・支出関係を示すものである。

国際間の取引の収入・支出関係を示すには国際収支（貿易・サービス収支）、企業の収入・支出関係を示すには経営収支、家庭の収入・支出関係を示すには家計収支がある。

それと同じように、地域間の取引には地域際収支がある。ここでは都道府県間の取引を示す都道府県際収支をみる。

全国47都道府県の地域際収支の推移は、**第3表**のごとくである。

第1に、東京都の圧倒的な強さがみられ、東京都への一極集中の姿が地域際収支からも読みとれる。

すなわち、東京都の地域際収支は1990年17兆1,077億円の大きな黒字から、2005年28兆1,688億円の黒字まで増加する。しかし、2011年は25兆1,336億円の黒字へと減少するが、それでも、25兆円の黒字であり、東京都の圧倒的な強さを示している。

東京都の2011年の移出入額を部門別にみると、本社部門の移出額は21兆105億円、移入額5兆2,755億円であり、15兆7,350億円の移出超過（黒字）になっており、東京都の移出超過の実に62.6%が本社部門である。東京都に本社機能が集中しているがゆえに、富が集中している姿を示している。

第2に、関西経済圏の中心の大阪府はどうか。

大阪府は1990年6兆3,848億円の黒字から、1995年6兆5,749億円の黒字、2000年6兆4,062億円の黒字と6兆円台の黒字が続くが、2005年4兆8,845億円の黒字、2011年3兆8,877億円の黒字へと黒字額が減少し、大阪府の経済的地位の低下が読みとれる。

第3表 全国47都道府県の地域際収支の推移

(単位：億円)

	1990年	1995年	2000年	2005年	2011年
北海道	-29,655	-28,773	-27,805	-26,832	-28,304
青森	-6,258	-3,428	-7,054	-6,911	-8,519
岩手	-5,070	-6,194	-2,523	-2,469	-6,809
宮城	-3,890	-5,733	-2,535	-4,972	-18,596
秋田	-2,734	-4,095	-4,676	-6,628	-7,208
山形	-2,842	-5,404	-5,362	-5,183	-4,976
福島	4,292	7,656	9,114	5,009	-2,991
茨城	12,343	16,690	8,729	6,178	3,666
栃木	9,381	12,007	9,798	9,935	3,001
群馬	8,721	8,778	7,484	2,960	568
埼玉	-7,834	-23,407	-28,338	-17,624	-43,433
千葉	-33,427	-31,314	-22,712	-21,909	-25,669
東京	171,077	189,318	257,966	281,688	251,336
神奈川	-17,370	-9,769	-9,263	-39,331	-49,747
新潟	58	0	-506	-2,840	-5,255
富山	5,555	3,463	2,597	5,820	3,834
石川	564	947	-3,758	-3,361	295
福井	1,388	-760	2,709	3,080	124
山梨	-3,417	-4,312	-1,171	-571	-1,326
長野	693	-3,910	1,764	8,028	-1,106
岐阜	3,716	-4,393	-4,810	3,857	3,743
静岡	11,166	24,729	27,492	19,731	13,608
愛知	64,970	72,154	50,020	49,025	20,574
三重	7,074	5,609	7,582	802	415
滋賀	7,552	6,893	6,735	4,661	4,349
京都	5,458	5,635	4,806	2,946	-4,539
大阪	63,848	65,749	64,062	48,845	38,877
兵庫	-4,323	-37,787	-1,467	-8,624	-14,987
奈良	-7,329	-9,392	-8,756	-8,542	-9,021
和歌山	-568	-1,063	-2,706	-662	-3,924
鳥取	-997	-1,062	-1,762	-2,613	-3,966
島根	-1,115	-2,182	-2,765	-4,165	-3,750
岡山	6,823	9,852	6,134	5,719	3,306
広島	13,830	11,697	8,786	9,490	9,022
山口	5,389	1,212	1,369	5,029	398
徳島	-938	-1,859	-3,147	-3,060	-3,106
香川	1,928	1,016	659	1,729	-668
愛媛	-786	2,657	1,356	-6,279	-3,922
高知	-5,729	-4,958	-6,201	-6,678	-6,528
福岡	-1,758	4,172	5,641	7,509	6,070
佐賀	-1,760	-1,247	-432	-196	-1,048
長崎	-5,701	-5,079	-6,431	-5,543	-5,168
熊本	-6,192	-7,947	-7,702	-3,930	-8,610
大分	-3,186	-3,529	-890	1,303	242
宮崎	-4,785	-5,730	-4,916	-5,886	-5,732
鹿児島	-8,913	-10,451	-6,059	-5,250	-5,926
沖縄	-9,026	-8,920	-10,194	-8,786	-9,413

(出所) 各都道府県の各年の「産業連関表」より作成

第3に、中部経済圏の中心の愛知県の地域
際収支はどうか。

愛知県の地域際収支は1990年6兆4,970億
円の黒字、1995年7兆2,154億円の黒字と大
きな黒字であったが、その後2000年5兆20億
円の黒字、2005年4兆9,025億円の黒字とな
り、2011年には2兆574億円の黒字と黒字額
が大きく減少し、愛知県の経済的地位も低下
している。

第4に、地域際収支の赤字額が大きいのは、
農山漁村地域の道県である。

すなわち、2011年でみると、北海道2兆
8,304億円の赤字、沖縄県9,413億円の赤字、
熊本県8,610億円の赤字、青森県8,519億円の
赤字、秋田県7,208億円の赤字、岩手県6,809
億円の赤字、高知県6,528億円の赤字などで
ある。

このなかで、高知県をみると、1990年
5,729億円の赤字から1995年4,958億円の赤字
へ赤字額が若干減るが、2000年6,201億円の
赤字、2005年6,678億円の赤字、2011年6,528
億円の赤字と6,000億円台の大きい赤字で推
移している。

このように、地域際収支からみても、東京
都及び三大都市圏と他の道県との間に大きな
地域間格差が存在し、農山漁村地域からの不
満・批判が強くなっていたのである。

4. 財政力指数および地方債現在高の 状態

地域・自治体の財政状態をみるために、財
政力指数および地方債現在高（人口1人あた
り）をみてみよう。

まず、47都道府県の財政力指数（2016年度）
をみると、第4表のごとくである。

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を
示す指標として用いられ、指数が高いほど財

第4表 47都道府県の財政力指数（2016年度）

順位	都道府県名		
1	東	京	1.10133
2	愛	知	0.92079
3	神	奈 川	0.90832
4	千	葉	0.77827
5	埼	玉	0.76593
6	大	阪	0.76505
7	静	岡	0.71954
8	栃	木	0.63993
9	茨	城	0.63726
10	福	岡	0.63402
11	兵	庫	0.63363
12	群	馬	0.62459
13	宮	城	0.61443
14	広	島	0.60157
15	三	重	0.58545
16	京	都	0.58423
17	滋	賀	0.54974
18	岐	阜	0.53444
19	福	島	0.53346
20	岡	山	0.51755
—	全	国	0.50540
21	長	野	0.49610
22	石	川	0.48499
23	香	川	0.47572
24	富	山	0.46651
25	新	潟	0.45107
26	山	口	0.44031
27	北	海 道	0.43523
28	愛	媛	0.42524
29	奈	良	0.42074
30	熊	本	0.39854
31	山	梨	0.39625
32	福	井	0.39353
33	大	分	0.37071
34	岩	手	0.35156
35	山	形	0.35108
36	佐	賀	0.34093
37	青	森	0.34082
38	鹿	児	0.33303
39	宮	崎	0.33278
40	沖	縄	0.33241
41	徳	島	0.32946
42	和	歌 山	0.32692
43	長	崎	0.32607
44	秋	田	0.30876
45	鳥	取	0.26553
46	高	知	0.25820
47	島	根	0.25199

（出所）高知県『県勢の主要指標（2017年度版）』

政力が強いとみられている。

財政力指数は、基準財政収支額÷基準財政需要額、で算出される。

財政力指数の高い順にみれば、①東京都1.10、②愛知県0.92、③神奈川県0.91、④千葉県0.78、⑤埼玉県0.77となり、東京都を中心とする首都圏の都県が上位を占めている。

しかし、1.0を超えているのは東京都だけであり、東京都の一人勝ちの状態がみられる。

逆に、財政力指数の低い順にみると、①島根県0.25、②高知県0.26、③鳥取県0.27、④秋田県0.31、⑤長崎県0.33となり、依然として農山漁村地域が中心になっているのである。

このなかで、高知県は47都道府県中46位なのであり、財政力の弱さが示されている。全国平均0.51の51.1%と全国平均の半分の状態である。

ちなみに、高知県下34市町村の財政力指数（2016年度）をみると、**第5表**のごとくである。

財政力指数の高い順にみると、①高知市0.59、②南国市0.59、③須崎市0.40、④土佐市0.37、⑤宿毛市0.35と、いずれも市部である。

しかし、都道府県の全国平均0.51を超えているのは、高知市と南国市の2市だけである。

逆に、財政力指数が低い順にみると、①大川村0.10、②三原村0.11、③梶原町0.11、④東洋町0.12、⑤馬路村0.13となっており、0.1台となっているのである。

財政力指数が0.20以下なのは16町村にのぼっている。財政力指数が低く、財政力が弱いと当然財源を借金に求めているかざるをえない。

第5表 高知県下34市町村の財政力指数（2016年度）

市町村	順位	
高知県		0.24
高知市	1	0.59
室戸市	15	0.22
安芸市	10	0.29
南国市	2	0.59
土佐市	4	0.37
須崎市	3	0.40
宿毛市	5	0.35
土佐清水市	13	0.25
四万十市	8	0.33
香南市	6	0.35
香美市	11	0.29
東洋町	31	0.12
奈半利町	21	0.18
田野町	19	0.19
安田町	27	0.15
北川村	22	0.17
馬路村	30	0.13
芸西村	14	0.24
本山町	25	0.16
大豊町	26	0.16
土佐町	17	0.20
大川村	34	0.10
いの町	7	0.34
仁淀川町	23	0.17
中土佐町	24	0.17
佐川町	9	0.31
越知町	20	0.19
梶原町	32	0.11
日高村	12	0.28
津野町	28	0.15
四万十町	16	0.21
大月町	29	0.15
三原村	33	0.11
黒潮町	18	0.20

（注）3カ年平均指数

（出所）高知県『県勢の主要指標（2017年度版）』

そのため、人口1人あたりの地方債現在高（2016年度）をみれば、**第6表**のごとくである。

地方債現在高とは「地方公共団体が前年度までに発行した額のうち、当該年度までに償還した分を差し引き、それに該当年度の新規発行額を加えた年度末現在高」である。

これで、地方債現在高を高い順にみると、

第6表 47都道府県の地方債現在高（人口1人あたり）

順位	都道府県名	(単位：円)
1	島 根	1,416,775
2	秋 田	1,260,132
3	高 知	1,176,792
4	山 梨	1,160,297
5	富 山	1,144,995
6	徳 島	1,144,693
7	鳥 取	1,134,902
8	岩 手	1,104,536
9	北 海 道	1,086,688
10	新 潟	1,071,995
11	和 歌 山	1,069,296
12	福 井	1,066,778
13	石 川	1,057,794
14	山 形	1,052,168
15	鹿 児 島	999,566
16	青 森	926,647
17	山 口	908,944
18	長 崎	901,380
19	香 川	892,411
20	大 分	892,165
21	佐 賀	857,946
22	熊 本	841,193
23	奈 良	819,714
24	兵 庫	813,664
25	宮 崎	794,699
26	三 重	777,293
27	京 都	769,597
28	岐 阜	759,975
29	愛 媛	756,749
30	茨 城	754,477
31	滋 賀	753,980
32	福 島	752,889
33	長 野	750,704
34	広 島	748,240
35	静 岡	738,631
36	岡 山	715,962
—	全 国	698,208
37	福 岡	687,079
38	宮 城	673,742
39	愛 知	637,687
40	大 阪	624,628
41	群 馬	612,267
42	栃 木	559,999
43	埼 玉	524,294
44	千 葉	494,302
45	沖 縄	455,206
46	神 奈 川	400,092
47	東 京	341,655

(出所) 高知県『県勢の主要指標（2017年度版）』

①島根県141.7万円、②秋田県128.0万円、③高知県117.7万円、④山梨県116.0万円、⑤富山県114.5万円、⑥徳島県114.5万円、⑦島根県113.5万円、⑧岩手県110.5万円、⑨北海道108.9万円、⑩新潟県107.2万円となり、北海道・東北・北陸・中国・四国の農山漁村地域が上位を占めている。

逆に、地方債現在高の低い順にみると、①東京都34.2万円、②神奈川県40.0万円、③沖縄県45.5万円、④千葉県49.4万円、⑤埼玉県52.4万円、⑥栃木県56.0万円、⑦群馬県61.2万円、⑧大阪府62.5万円、⑨愛知県63.8万円、⑩宮城県67.4万円となっている。

地方債現在高の少ない地域は、東京都を中心とする東京圏の県が上位を占めている。

このように、財政的にみても、都道府県間の格差は大きいのであり、その格差を縮小するのが一つの課題になっていたのである。特に、東京都の断トツの状態と地方にある自治体の疲弊をどのように解決するのか、が大きな問題となっていたのである。

Ⅱ ふるさと納税制度の登場と その内容

ふるさと納税は、2008年4月に公布された「地方税等の一部を改正する法律」によって誕生している。

総務省は「ふるさと納税とは、自分が選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります）」と定義づけている。

それゆえ、「納税」といっても、実際は都道府県や市町村への「寄附」ということである。

一般的には自治体に寄附した場合は、確定

申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税および住民税から控除されるのであるが、ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた金額が控除の対象となっている。

そして、ふるさと納税制度は「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されている。

そのため、自分が生まれ育った故郷に限らず、どの地域の自治体にでも「ふるさと納税」ができる制度となっている。

このことが、寄附する側が無制限にどこでも寄附することを可能にして、その地域や自治体を応援するというよりも「返礼品」を中心に選択することになる要因ともなっているのである。

また、安倍晋三内閣の地方創生政策のなかに位置づけられることで、本来確定申告を行う必要がなかった給与所得者などが、ふるさと納税を行う際、あらかじめ申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が2015年4月から始まり、ふるさと納税が簡素化されたのである。

総務省は「ふるさと納税」について、「三つの大きな意義」があるとして、次の三点を挙げている。

- ① 納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけになる制度であること。
- ② 生まれた故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。
- ③ 自治体が国民に取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。

総務省は、この「三つの意義」を強調する

が、そのこと自体が別の問題を生み出す要因ともなっているのである。

①についていえば、寄附する側が寄附先を選択するので、「その使われ方を考えるきっかけになる」と言われるが、問題は「考える」内容である。

すなわち、寄附先の選択が、その地域や自治体への純粋な気持ちというよりは、「返礼品」の善し悪し、損得が選択の基準になりかねないということである。たとえば、「保険クリニック調査」(2017年5月)によれば、寄附した理由をみると、「返礼品が魅力だったから」が全体の66.6%を占めている。

他方、寄附を受ける側の自治体は感謝の基準が「返礼品」の内容で受け取られる可能性があり、その「返礼品」の内容に最も気を遣うことになりかねないのである。

②についていえば、寄附する側にとれば、選択肢が無制限になる一定の利点はあるが、実際には自分が直接にお世話になった故郷、自分が本当に応援したい地域や自治体と言うよりは、感謝の基準になる「返礼品」の良悪が選択の基準になる可能性が大きくなることである。寄附を受け取る側の自治体も、その地域で心を込めてつくった特産品というよりは「返礼品」の受けのよいものに気を遣う可能性が大きくなることである。

③についていえば、それこそ寄附金額の多い少ないによって自治体の評価が決められる可能性が大きくなる。そのため、返礼品をめぐる自治体間の生存競争のなかで、自治体の疲弊が進みかねないことである。

この自治体間の競争を激化させる要因の一つとして大手のインターネット販売や通信販売など情報企業のふるさと納税制度への算入がある。

すなわち、ふるさと納税サイトとして「ふ

るさとチョイス」(K.K トランスバンク)、「ふるなび」(アマゾン、K.K アイモバイル)、「さとふる」(SB プレイヤーズ K.K、ソフトバンクグループ)、「ふるぽ」(K.K JTБ)、「楽天ふるさと納税」、「YAHOO!ふるさと納税」などである。

インターネット販売や通信販売の参入は、自治体が提供する「返礼品」を全国ネットで宣伝する利点もあるが、同時に、各自治体の「返礼品」の損得を比較する要因ともなり、自治体が地道に実行している努力よりも、「返礼品」の損得が寄附する側の基準になる可能性が大きくなる。

このように、現行のふるさと納税制度は問題点を内蔵した制度(システム)であったのである。

Ⅲ ふるさと納税の実態

全国のふるさと納税の受入額及び受入件数の推移をみると、第7表のごとくである。

受入額をみると、ふるさと納税が始まる

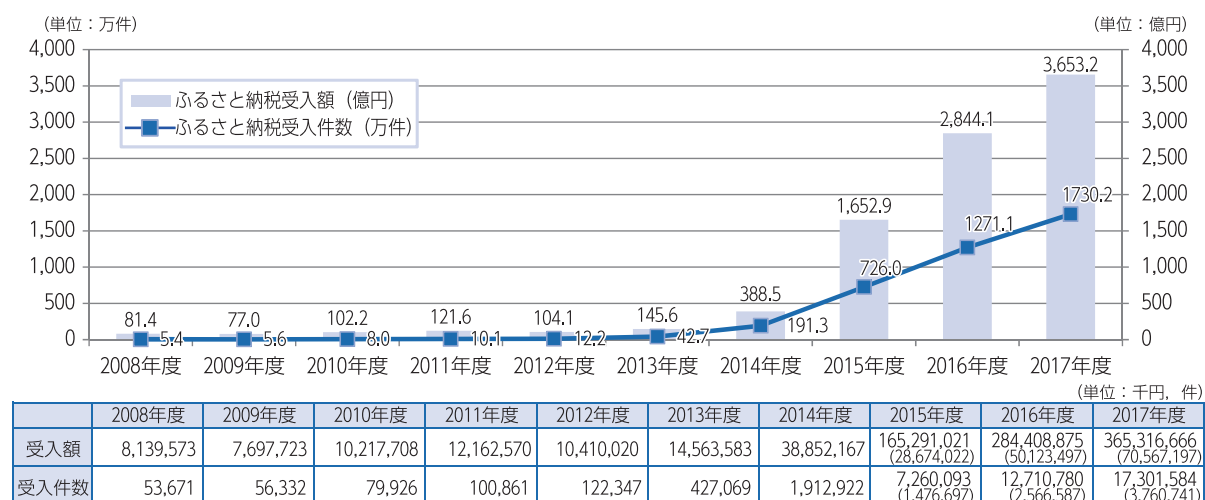
2008年度は81億円である。その後増減があるが、2013年度は146億円とそれほど大きな額ではない。それ以降は地方創生政策の一つとなり急速に増加している。

2013年度の146億円から2014年には389億円と2.7倍となり、それ以降も2015年度1,653億円、2016年度2,844億円、2017年度3,653億円と急増している。2017年度は2013年度の25.0倍になっている。2015年度から急増したのも「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設が影響している。

受入件数をみると、2008年度5.4万件から一貫して増加するが、2012年度12.2万件までは緩やかな増加だったが、2013年度42.7万件から急増し、2014年度191.3万件、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まる2015年度は726.0万件、2016年度1271.1万件、2017年度は1730.2万件と急増している。2017年度は2013年度の40.5倍になっている。

そのなかで、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」によるものが、2015年度147.7万件、2016年度に256.7万件、2017年度376.1万

第7表 ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)



※ 全地方団体(都道府県及び市区町村)を対象に調査を実施。

※ 受入額及び受入件数については、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの(法人からの寄附を含む地方団体もあり)。

※ 2011年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。

※ 「2015年度」から「2017年度」の欄のうち、()内の数値はふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績(把握している限りのデータを配当している地方団体もあり)。

(出所) 総務省資料

件と増加しており、2017年度は受入件数の22%を占めている。

つぎに、都道府県別の受入額及び受入件数をみると、**第8表**のごとくである。

受入額の多い順(2017年度)にみると、①北海道365.0億円、②佐賀県315.5億円、③宮崎県249.0億円、④山形県226.1億円、⑤大阪府200.8億円、⑥静岡県185.5億円、⑦鹿児島県181.5億円、⑧福岡県181.5億円、⑨長野県134.6億円、⑩岐阜県108.9億円となっており、農山漁村県が上位を占めている。高知県は106.9億円で第11位である。そのなかで、大都市の大阪府が第5位に入っていることが特筆される。

ちなみに、東京都は22.7億円である。

受入額の少ない地域は、①富山県4.4億円、②徳島県8.3億円、③京都府13.4億円、④広島県14.6億円、⑤奈良県14.8億円となっている。

受入件数をみると、多い地域は、①北海道220.3万件、②佐賀県171.1万件、③宮崎県155.3万件、④山形県132.0万件、⑤大阪府99.4万件と受入額の順位に付合している。

総務省は、2017年度ふるさと納税の受入額及び受入件数（受入額の多い20団体）を発表しているが、それをみると、**第9表**のごとくである。

大阪府の泉佐野市が135.3億円と断トツの1位である。第2位は宮崎県都農町79.2億円、第3位は同じく宮崎県都城市の74.7億円である。この高額の寄附金受入自治体に、本来のふるさと納税の趣旨に反していると指摘される事例が多い。

なお、高知県では奈半利町が39.1億円で第9位に入っていることが特徴的である。

つぎに、高知県と県下34市町村のふるさと納税受入額及び受入件数をみれば、**第10表**の

第8表 ふるさと納税の受入額及び受入件数

(都道府県別)

(単位：百万円、件)

都道府県名	2017年度		2016年度	
	受入額	受入件数	受入額	受入件数
北海道	36,503	2,203,150	27,124	1,633,764
青森県	3,856	129,609	2,015	99,973
岩手県	3,676	182,014	3,040	175,205
宮城県	3,587	112,970	2,160	96,621
秋田県	2,271	132,436	1,650	87,157
山形県	22,611	1,319,505	22,533	1,155,037
福島県	3,084	101,950	1,709	55,744
茨城県	8,991	408,649	7,325	325,015
栃木県	1,507	44,768	1,419	49,216
群馬県	4,879	148,143	4,869	136,952
埼玉県	2,264	88,223	2,626	85,693
千葉県	4,846	233,375	6,419	172,780
東京都	2,267	19,179	871	14,426
神奈川県	7,360	160,398	4,970	109,671
新潟県	6,431	285,099	4,337	190,667
富山県	443	16,750	533	21,558
石川県	1,927	64,212	1,728	60,314
福井県	1,747	69,742	1,269	57,297
山梨県	4,440	197,000	2,678	125,526
長野県	13,463	467,201	19,001	452,520
岐阜県	10,893	365,254	5,215	206,058
静岡県	18,550	716,998	17,636	695,542
愛知県	5,384	168,432	4,096	143,268
三重県	2,945	97,949	3,156	95,274
滋賀県	3,492	79,319	3,037	67,827
京都府	1,339	39,257	1,197	37,911
大阪府	20,075	994,419	7,331	316,487
兵庫県	6,979	244,837	6,730	262,164
奈良県	1,477	50,167	933	35,921
和歌山県	10,346	610,862	3,633	227,270
鳥取県	3,559	181,967	3,540	187,993
島根県	3,241	145,012	3,440	171,822
岡山県	6,927	208,022	6,325	185,199
広島県	1,456	61,016	1,979	53,911
山口県	1,815	70,003	1,663	70,450
徳島県	826	42,334	602	31,867
香川県	2,926	168,578	2,139	122,515
愛媛県	2,438	113,829	2,459	124,741
高知県	10,687	657,264	7,437	483,018
福岡県	16,475	918,182	9,528	480,910
佐賀県	31,547	1,711,533	17,763	972,915
長崎県	8,349	364,733	8,317	333,381
熊本県	5,385	226,014	8,047	273,637
大分県	6,326	253,357	4,164	131,241
宮崎県	24,903	1,553,016	20,602	1,225,401
鹿児島県	18,153	780,447	13,501	608,012
沖縄県	2,674	94,410	1,664	60,909
合 計	365,317	17,301,584	284,409	12,710,780

※ 受入額及び受入件数については、域内市区町村分も含む。
(出所) 総務省資料

第9表 ふるさと納税の受入額及び受入件数
(受入額の多い20団体) (単位：百万円、件)

団体名		受入額	受入件数
大 阪 府	泉佐野市	13,533	862,082
宮 崎 県	都農町	7,915	430,018
宮 崎 県	都城市	7,474	523,164
佐 賀 県	みやき町	7,224	122,058
佐 賀 県	上峰町	6,672	510,453
和 歌 山 県	湯浅町	4,951	325,558
佐 賀 県	唐津市	4,389	384,019
北 海 道	根室市	3,973	242,022
高 知 県	奈半利町	3,906	196,108
静 岡 県	藤枝市	3,708	107,762
大 分 県	国東市	3,239	142,974
鹿 児 島 県	志布志市	3,040	153,221
北 海 道	森町	2,981	244,298
山 形 県	天童市	2,899	172,284
静 岡 県	小山町	2,737	84,861
静 岡 県	焼津市	2,689	131,307
佐 賀 県	嬉野市	2,670	202,032
宮 崎 県	高鍋町	2,569	208,771
岐 阜 県	池田町	2,552	41,813
長 野 県	小谷村	2,424	38,635

(出所) 総務省資料

ごとくである。

高知県自体への受入額及び受入件数はそれほど多くはない。受入金額の最高は2016年度の4,159万円、受入件数の最高は2015年度の1,204件である。

これは高知県の説明では、高知県は市町村の活動をうしろで支えるスタンスであり、市町村のサポート役に徹しているとのことである。

高知県下34市町村の状況をみてみよう。

市町村合計でみると、ふるさと納税が始まった2008年度は4,881万円(596件)で少額であった。

その状態がしばらく続くが、2012年度5,145万円(2,488件)から2013年度1億7,940万円(7,967件)へと3.5倍化してから急増することになる。2014年度は7億318万円(5万

3,058件)とさらに3.9倍化、2015年度45億8,129万円(27万757件)へさらに6.5倍化、2016年度73億9,520万円(48万2,173件)へとさらに1.6倍化、2017年度106億5,860万円(65万6,765件)へとさらに1.4倍化している。

2017年度は、2012年度からの5年間で金額は207倍、件数で264倍になっている。地方創生政策が始まる2013年度からにしても、金額で59倍、件数で82倍にもなっているのである。このように、高知県下34市町村での増加が著しい。

そして、高知県全体でみると、2017年度には都道府県で第11位になっているのである。

高知県下34市町村で2017年度の状態をみると、どうなるのか。

多い順にみると、①奈半利町39億564万円(19万6,108件)、②四万十町12億7,087万円(7万9,751件)、③須崎市11億360万円(7万500件)、④室戸市10億7,376万円(7万9,310件)、⑤田野町3億5,032万円(3万415件)となっており、第1位の奈半利町が断トツである。

逆に少ない順にみると、①大川村251万円(197件)、②大豊町281万円(148件)、③本山町393万円(190件)、④梶原町772万円(179件)、⑤仁淀川町947万円(358件)となっており、中山間地域中心である。

このなかで、奈半利町は1町だけで高知県下34市町村全体の金額で36.6%、件数で29.9%を占めている。また、高知県を含んだ高知県全体の金額で36.5%、件数で29.8%を占め、高知県が都道府県の第11位になっていることとなっている。

また、奈半利町・四万十町・須崎市・室戸市の上位4市町でみると、金額で73億5,387万円、件数で42万5,669件となり、高知県下34市町村の金額で69.9%、件数で64.8%と、金額で7割を占めている。

奈半利町は2012年度1.5万円(913件)から、2013年度5,386万円(3,199件)へ急増しているが、それ以降も2014年度2億2,811万円(1万5,559件)、2015年度13億4,993万円(6万3,377件)、2016年度20億4,012万円(10万6,535件)、2017年度39億564万円(19万6,108件)と激増している。この急増をどのように捉えるかが、奈半利町の課題となろう。

四万十町は2014年度478万円(156件)から2015年度7億8,743万円(4万2,214件)へ急増することが特徴で、2016年度12億2,645万円(7万9,759件)となり、2017年度は12億7,087万円(7万9,751件)と横這いになったことが特徴である。

須崎市も2014年度201万円(35件)から2015年度5億9,743万円(4万2,527件)へ急増したことが特徴で、2016年度9億9,662万円(6万255件)、2017年度11億360万円(7万5,005件)と増加している。

室戸市は2013年度169万円(54件)から2014年度1億5,330万円(1万6,019件)へ急増したことが特徴で、それ以降も2015年度3億9,850万円(3万4,448件)、2016年度6億1,781万円(5万6,454件)、2017年度10億7,376万円(7万9,310件)へ増加している。

これらの急速に伸長している自治体は、それが地域や自治体の身の丈にあった増加になっているのかが課題となろう。

Ⅳ ふるさと納税制度の問題点

現行のふるさと納税制度は始めから大きな問題を内蔵していたのである。

第一に、「ふるさと」といっても、自分が生まれ、育った地域と限定せず、自分が自由に選択できることから生じる。すなわち、寄附する側が「ふるさと」を自由に選ぶことは

良い点もあるが、寄附される自治体が感謝して提供する「返礼品」の損得によって選ぶ可能性が大きくなったことである。

第二に、寄付を受ける側が、その寄附金額を最大にすることを目的化する可能性を大きくしたことである。そのため寄附金をめぐる自治体間競争が激化する要因となったことである。

第三に、寄付行為の仲介に大手のインターネット販売業者や通信販売業者が参入したことである。

ふるさと納税の普及にインターネット業者や通信販売業者が参入することは、各地域の自治体がどのように「ふるさと納税」に取り組んでいるのかを全国に発信する側面があるが、同時に、全国の自治体が提供する「返礼品」から得られる「損得」の比較を提供することが中心になる可能性が大きくなったことである。

このため、寄附金額の増加を図りたい地域や自治体にとっては、その地域や自治体と関係が薄いけれども、寄附する人が得する品物を「返礼品」として提供する可能性が大きくなることである。

現に、「返礼品」の多様化・高額化に応じて、「ふるさと納税」の金額や件数は増加しているのである。

しかし、同時に「ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費」をみると、[第11表](#)のごとくであり、多くの費用がつぎ込まれている。

ふるさと納税の受入額は2017年度全体で3,653億円であるが、それに必要な経費は2,027億円で受入額の実に55.5%を占めているのである。そのうち、返礼品の調達に係る費用は1,406億円で受入額の38.5%を占めている。

この返礼品の調達に係る費用をその地域や

第10表 高知県及び高知県下34市町村のふるさと納税の受入金額と受入件数

団体名	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
高知県	13,270	168	9,674	204	13,341	238	11,734	230	28,948	267
高知市	6,531	92	6,030	74	5,343	126	8,190	214	5,633	275
室戸市	791	19	685	41	3,575	38	2,055	47	1,163	37
安芸市	2,182	69	2,858	74	2,246	95	2,368	110	2,470	144
南国市	1,353	14	10,205	6	310	3	397	27	300	3
土佐市	1,033	10	440	7	180	3	720	4	955	6
須崎市	4,341	27	225	7	1,115	5	1,658	12	377	13
宿毛市	860	9	802	10	760	14	720	18	2,690	12
土佐清水市	3,915	36	829	19	524	12	530	8	276	77
四万十市	280	6	1,740	7	2,639	44	4,990	135	7,710	528
香南市	1,045	21	1,818	23	1,730	24	1,350	15	1,890	17
香美市	1,248	17	1,097	13	1,020	11	675	10	795	10
東洋町	1,450	7	300	5	130	2	210	2	853	4
奈半利町	355	13	475	28	1,340	86	3,067	213	15	913
田野町	555	8	77	5	210	8	323	30	374	37
安田町	615	7	1,252	5	130	2	560	5	2,005	8
北川村	1,015	5	1,680	14	870	15	505	22	251	28
馬路村	570	10	907	11	1,159	8	1,140	8	1,090	6
芸西村	70	2	12	1	0	0	50	9	70	11
本山町	650	2	535	4	1,020	4	682	6	1,505	8
大豊町	650	11	740	12	580	12	663	14	833	23
土佐町	200	5	415	6	235	6	355	9	610	38
大川村	30	2	0	0	2,410	4	1,300	2	1,300	2
いの町	718	10	451	16	410	23	330	20	1,787	104
仁淀川町	2,719	89	1,308	64	1,289	77	1,851	75	1,418	82
中土佐町	789	9	830	4	630	3	540	4	1,440	4
佐川町	260	4	200	4	550	7	530	7	1,590	8
越知町	4,100	5	1,100	5	1,200	10	1,100	8	1,600	11
梶原町	1,525	10	100	3	600	5	135	3	80	2
日高村	0	0	0	0	750	2	700	1	2,515	7
津野町	1,850	5	750	5	1,490	6	1,800	7	2,074	8
四万十町	3,006	61	2,130	25	4,248	43	3,172	39	4,465	47
大月町	710	4	1,180	3	390	5	240	3	438	5
三原村	30	1	70	2	30	1	15	1	0	0
黒潮町	3,365	6	7,440	8	2,600	9	14,260	12	874	10
市町村合計	48,812	596	48,681	511	41,713	713	57,181	1,100	51,448	2,488
合計	62,081	764	58,355	715	55,054	951	68,915	1,330	80,396	2,755

(出所) 高知県資料

(単位：千円、件)

2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度	
金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
16,902	499	23,664	649	35,038	1,204	41,585	845	28,345	499
13,851	914	40,231	3,722	352,828	11,981	312,591	10,364	223,914	7,628
1,690	54	153,297	16,019	398,496	34,448	617,806	56,454	1,073,758	79,310
3,263	241	3,288	182	60,458	3,508	120,059	6,359	179,324	8,198
710	5	37,048	2,662	143,918	10,363	134,226	8,250	82,749	3,875
310	2	2,460	21	23,005	1,671	37,707	2,816	36,605	2,038
425	14	2,007	35	597,433	42,527	996,617	60,255	1,103,596	70,500
1,460	17	1,385	33	19,609	637	205,369	21,261	343,277	25,545
4,564	152	1,823	184	4,163	182	40,127	3,251	41,133	3,381
12,779	856	14,055	1,278	54,336	4,643	69,319	5,198	225,429	13,375
3,842	56	19,355	441	24,823	803	41,650	1,658	188,773	14,230
1,055	16	12,220	102	26,708	2,397	226,442	15,469	194,508	16,702
751	7	1,265	5	2,193	13	74,469	7,957	95,850	11,262
53,855	3,199	228,108	15,557	1,349,931	63,377	2,040,115	106,535	3,905,639	196,108
553	24	345	18	98,481	8,657	190,472	17,771	350,315	30,415
520	5	920	12	19,696	1,987	85,565	8,196	81,444	7,689
223	30	202	30	290	30	23,677	3,532	47,655	6,325
1,100	8	1,481	24	24,533	1,378	66,561	5,149	94,086	7,961
20,183	9	2,489	122	35,378	1,497	118,124	6,336	329,896	18,095
1,460	7	1,345	11	4,145	212	7,205	420	3,930	190
1,727	76	2,387	125	3,730	184	2,928	134	2,807	148
1,215	53	41,311	3,729	61,403	5,920	47,663	4,539	41,282	3,287
1,300	2	1,550	4	2,145	8	1,360	10	2,512	197
27,882	2,039	106,556	7,837	196,774	13,523	129,511	8,987	111,313	8,133
2,751	56	4,956	162	4,524	204	8,970	476	9,474	358
450	2	785	15	5,495	312	23,369	1,333	63,508	2,729
1,010	8	3,804	243	30,551	2,660	43,679	3,234	51,588	3,363
2,200	12	4,040	246	145,602	8,100	148,103	10,530	130,430	7,685
3,045	3	250	9	4,641	114	7,237	200	7,720	179
2,413	10	3,470	11	5,895	276	9,471	495	16,406	934
4,350	7	1,960	10	2,380	109	21,331	1,006	10,775	603
5,138	53	4,783	156	787,432	42,214	1,226,445	79,759	1,270,869	79,751
410	5	663	11	59,240	5,035	160,448	12,330	129,065	9,468
0	0	55	2	470	28	11,430	304	13,735	544
2,920	25	3,288	40	30,591	1,759	145,151	11,605	195,238	16,550
179,403	7,967	703,182	53,058	4,581,294	270,757	7,395,195	482,173	10,658,598	656,765
196,305	8,466	726,845	53,707	4,616,333	271,961	7,436,780	483,018	10,686,943	657,264

第11表 ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費
(2017年度) (単位：百万円)

区 分	金額	受入額に占める割合
返礼品の調達に係る費用	140,615	38.5%
返礼品の送付に係る費用	24,098	6.6%
広報にかかる費用	5,570	1.5%
決済時に係る費用	7,752	2.1%
事務にかかる費用、その他	24,671	6.8%
合 計	202,707	55.5%

(出所) 総務省資料

自治体に合った形で適正化することが大切になっているのである。

総務省もふるさと納税のあり方について、動き出している。

2018年4月1日付で「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」という通知を都道府県知事宛に出している。

それによると、納税の趣旨に反する返礼品として、つぎの4点を挙げている。

- ① 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)
- ② 資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)
- ③ 価格が高額なもの
- ④ 寄付額に対する返礼品の調達価格の割合(「返礼割合」)の高いもの

そして、「返礼割合」は3割以下にすることを求めている。

さらに、2018年9月11日野田聖子総務大臣は記者会見で、ふるさと納税制度に関し、抜本的に見直す方針を正式表明している。

総務省は同時に「ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果(2018年9月1日時点)」を発表している。

この調査結果をみてみよう。

まず、返礼割合3割超の返礼品を送付している団体数の推移をみると、**第12表**のごとくである。

それによると、2016年度は1,788団体中、実に1,156団体、すなわち64.7%の自治体で返礼割合が3割超であったのである。

それが、2017年総務大臣通知により2017年8月では841団体(47.0%)まで減少し、さらに2018年の総務大臣通知で2018年6月には327団体(18.3%)までに減っている。

それでも、2018年9月1日時点でも246団体(13.8%)が依然として返礼割合が3割超となっているのである。これをどこまで減らせるのが課題となっていると指摘しているのである。

この返礼割合3割超の返礼品を送付している246団体をみれば、**第13表**のごとくである。

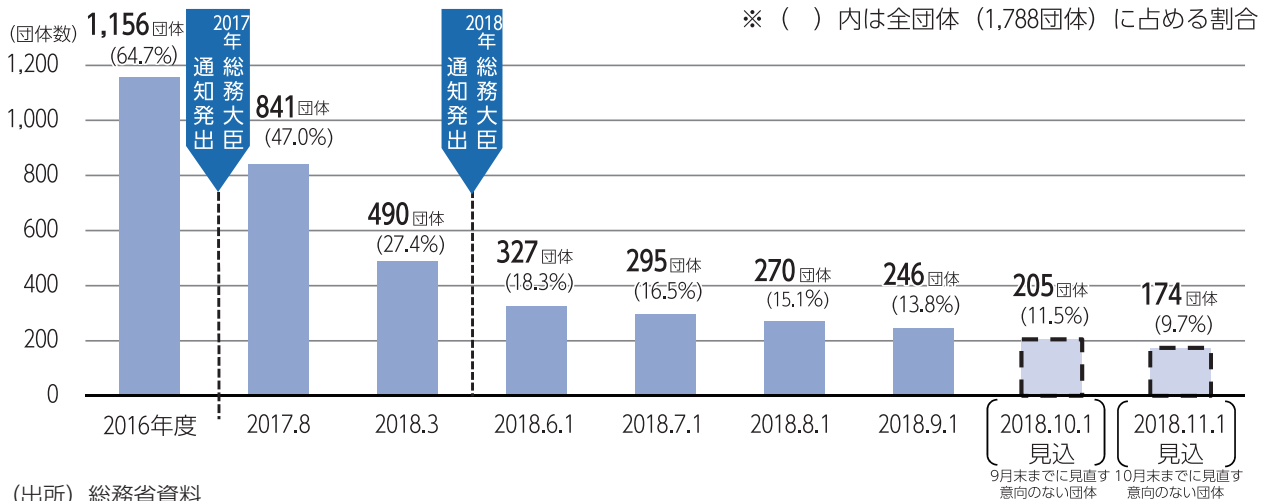
また、2018年7月27日に「ふるさと納税に関する現況調査結果」を公表しているが、その際団体名を公表した12団体の見直し状況(2018年9月1日時点)をみると、**第14表**のごとくである。見直し済はわずか2団体だけである。

その他に、「地場産品以外」と考えられる返礼品を送付していた235団体に係る見直し状況についても発表している。それによると、2018年9月1日時点で190団体で見直しが完了していない状況であるとしている。

また、中国・四国地域の自治体の「地場産品以外」と考えられる返礼品の見直し状況は、**第15表**のごとくである。

これによると、この「地場産品以外」と考えられる返礼品の見直し状況のなかに、高知県では5市町村が指摘されている。具体的には、南国市、宿毛市、奈半利町、芸西村、佐川町である。

第12表 返礼割合3割超の返礼品を送付している団体数の推移



第13表 返礼割合3割超の返礼品を送付している246団体（2018年9月1日時点）

	9月中に見直し	10月中に見直し	その他（見直し時期未定・見直し意向なし等）
北海道	江差町、上川町	月形町、北竜町、和寒町、佐呂間町、白糠町、標津町	芦別市、赤平市、松前町、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、積丹町、仁木町、由仁町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、沼田町、鷹栖町、当麻町、中富良野町、美深町、幌加内町、津別町、訓子府町、滝上町、興部町、雄武町、白老町、芽室町、大樹町、幕別町、池田町、浦幌町、釧路町、羅臼町
岩手県	雫石町、普代村	矢巾町	
宮城県		丸森町、亘理町	多賀城市、南三陸町
秋田県	にかほ市	秋田市	横手市、仙北市、三種町、五城目町、大湯村
福島県	猪苗代町、玉川村	伊達市	大玉村、北塩原村、湯川村、会津美里町、広野町
茨城県	利根町	水戸市、常総市、城里町	北茨城市、鹿島市、潮来市、守谷市、大子町、美浦村、河内町
栃木県		壬生町	矢板市、那須烏山市、茂木町、野木町
群馬県	草津町		渋川市、上野村、長野原町、片品村
埼玉県		新座市、鳩山町	戸田市、久喜市、小川町、皆野町、長瀨町、宮代町
千葉県	大多喜町	一宮町	市川市、館山市、茂原市、勝浦市、流山市、君津市、四街道市、白井市、酒々井町、栄町、睦沢町、御宿町
東京都	日野市		八王子市、狛江市、多摩市、檜原村
神奈川県			小田原市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、愛川町
新潟県			三条市、南魚沼市、弥彦村、田上町、阿賀町、湯沢町
石川県		能美市	志賀町
長野県	野沢温泉村	小海町、高森町	飯山市、中川村
岐阜県	羽島市、揖斐川町、大野町	美濃加茂市、八百津町	瑞穂市、神戸町、御嵩町
静岡県	富士宮市		掛川市、御殿場市、小山町
愛知県			碧南市
滋賀県		愛荘町	近江八幡市、日野町
京都府	久御山町		宇治市、和束町
大阪府			岸和田市、泉佐野市※、箕面市、阪南市、豊能町、熊取町
兵庫県	加西市	尼崎市	
奈良県	三郷町、曽爾村		明日香村
和歌山県		九度山町	高野町、湯浅町、美浜町、白浜町
鳥取県			大山町
岡山県			笠岡市、総社市、吉備中央町
広島県	安芸高田市、海田町		
山口県	阿武町		和木町
香川県	宇多津町		直島町
福岡県	宗像市、宮若市、筑前町	糸島市、那珂川町	直方市、中間市、嘉麻市、添田町、糸田町、川崎町、赤村、みやこ町、上毛町
佐賀県	上峰町	佐賀市	唐津市、伊万里市、小城市、嬉野市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、玄海町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県		島原市	長崎市、諫早市、対馬市、雲仙市、長与町、時津町
熊本県	南関町、湯前町		山鹿市、南小国町、御船町、山都町、多良木町
大分県	佐伯市、豊後大野市		臼杵市、竹田市、杵築市、国東市
宮崎県	小林市、新富町、川南町、諸塚村、美郷町	高鍋町	都城市※、日南市、西都市、えびの市、高原町、都農町
鹿児島県	伊佐市、中種子町		日置市、湧水町
沖縄県	宮古島市、与那原町		多良間村
合計	41団体	31団体	174団体

※大阪府泉佐野市は9月7日時点で未回答

※宮崎県都城市は別途、返礼品事業者に対してサービス向上費を支出しており、実質的には返礼割合3割超

(出所) 総務省資料

第14表 2018年7月 現況調査の公表の際に団体名を公表した12団体の見直し状況（2018年9月1日時点）

団体名		2017年 受入額 (百万円)	2018年3月 時点の 返礼割合	見直し意向	地場産品以外の返礼品の例		
					取り止めていない		取り止め済み
					9月中に見直し	その他（見直し時期未定・見直し意向なし等）	
茨城県	さいかいまち 境町	2,162	65.0%	見直し済			米・馬肉他、子供用品、授乳服他、牛肉、 ハワイのホテル宿泊券、都内料亭の食事券
岐阜県	せせし 関市	1,413	53.3%	見直し済		腕時計、鍋、ナイフ	
静岡県	おやまちよう 小山町	2,737	40.0%	未定			ヘリコプター周遊券、健康食品・食料品、 飲料、クレンジングオイル、検査キット、 外国産オリーブオイル、HIS ギフトカード
滋賀県	おうみはちまんし 近江八幡市	1,765	37.9%	未定		海鮮類	都内飲食店での食事券
大阪府	いづみさのし 泉佐野市	13,533	50.0%	未回答	対象返礼品【うなぎ、その他海産物、寿司、干芋・干柿等、和菓子、 加工食品、いちご、りんご、その他果物、野菜、肉、ビール、 ピーチポイント、その他多数】の見直し状況について、未回答		
福岡県	むなかたし 宗像市	1,561	48.6%	9月中	ワイン、 はちみつ、肉		
福岡県	こうげまち 上毛町	1,206	45.0%	未定		牛・豚肉、メンチカツ、 牛すじカレーセット、 牛ハンバーグ、コロッケ、 米焼酎、麦焼酎	
佐賀県	からつし 唐津市	4,389	52.0%	未定		オリーブオイル、 健康サプリメント等、 化粧品	
佐賀県	うれしのし 嬉野市	2,670	65.0%	未定		酒等	
佐賀県	きやまちよう 基山町	1,092	50.0%	未定		肉	
佐賀県	みやき町	7,224	49.0%	未定		電化製品、魚介、ビール、 HIS ギフトカード	
大分県	さいきし 佐伯市	1,350	43.9%	9月中	食事券		

（出所）総務省資料

第15表 中国・四国地域の自治体の「地場産品以外」と考えられる返礼品の見直し状況

		取り止めていない		取り止め 済み
		9月中または10月中に見直し	その他（見直し時期未定・見直し意向なし等）	
鳥取県	大山町		ワイン、ウイスキーほか洋酒	
岡山県	備前市		アウトドア用品、子育てグッズ、化粧品、健康・美容器具、キッチン用品、 寝具、調味料、靴、ワイン、アイス	
	早島町		お風呂マット、靴・足袋	
	新庄村		ワイン・洋酒類、ビール、日本酒リキュール類、冷凍食品、肉類、 米・野菜類、レジャー・体験、加工食品	
	久米南町			ワイン
山口県	和木町		アイス	
	田布施町		えび	
徳島県	牟岐町		鮮魚切り身	
香川県	東かがわ市		雑貨	
	三木町			毛ガニ
愛媛県	新居浜市		日本酒、柑橘、ビール	
	東温市		マーマレード、水産加工品、かんきつ類、タオル、陶器、レトルトカレー、 干物、魚介類、酒	
	鬼北町		蟹	
	愛南町		牛肉	
高知県	南国市	サプリメント、スキンケアセット、 オリーブオイル [10月中]		
	宿毛市	スキンケア用品、オイル [10月中]		
	奈半利町		ホタテ、マグロ、カニ等	
	芸西村		肉類、果物類、ゴルフ用品、インテリア用品	
	佐川町		アロマオイル	

（出所）総務省資料

これに対しても、高知県下の自治体は具体的にどのように対応するかが、問われているといえる。

V ふるさと納税制度改善への基本的視点

「ふるさと納税」が本来の機能を果たすためには何が必要なのか。

第1に、寄附する側の人たちが本来の姿に戻ることである。

それは、寄附する人たちは自分が生まれ育ってきた地域・自治体や自分たちが支援したい地域・自治体へ豊かになってほしいという願いや想いから寄附することが本来の姿である。

それがその趣旨から離れて、寄附することによって得られる「返礼品」の損得を基準にその地域・自治体に寄附するという現象が起こっているのである。

それゆえ、得られる「返礼品」の損得を基準とする「寄附」から、純粹にその地域・自治体を愛するが故の「寄附」に戻していくということである。

そのための意識改革の推進、趣旨から逸脱することの規制が必要になるということである。

第2に、「寄附」を受ける側の地域・自治体も本来の趣旨に戻ることである。

寄付を受ける側の地域・自治体は主として大都市に人口を奪われ、人口減少が続いて財政的にも苦しく、地域・自治体の存続が難しくなっているような地域・自治体が多いのである。

それゆえ、自分たちの力で地域・自治体を活性化していく必要があるが、その補完機能として主として大都市に移住した「ふるさと

住民」から寄附を受けるのである。

その感謝の気持ちとして「返礼品」を送るのであって、寄附金を増加するために送るのではない。

その受けた寄附金を活用して、地域・自治体を豊かにすることが、本来の「返礼品」の内容なのであり、決して「返礼品」で寄附金を多くしたいということではないのである。

それが、現実にはその地域・自治体の人たちが地域の宝物（資源）を生かして力を合わせてつくる農産物やその加工品が「返礼品」になるのではなく、高額でかつその地域・自治体と関係の薄い「返礼品」が増加していることである。そして、その「返礼品」をエサに寄附金の増加を図ろうとする地域・自治体も増えてきている。

それゆえ、寄附を受ける側も本来の姿に戻ることが求められているといえるし、そのための自主規制も必要になってきている。

第3に、この「ふるさと納税制度」に参入しているインターネット販売業者や通信販売業者などの情報機関も本来の機能に戻ることが必要になっている。

本来、インターネットなどの情報機関は寄附する側と寄附される側の正常な仲介機能を果たす必要があるのに、現実にはそれぞれ優劣をつけ、お互いに生存競争を激化させて、本来の機能を逸脱している現況がでている。

たとえば、寄附する側に全国の地域・自治体ではどのような「返礼品」があるかを紹介しているが、それが情報提供だけでなく、その「返礼品」の損得、ランキングなども表示し、寄附する人たちが、その地域・自治体を愛する心よりも「返礼品」の損得で選択するような状況をつくりだしている。

他方、地域・自治体にとっては「返礼品」の損得によって「寄附金額」が決まる状況が

表示されるため、寄附金額の増加を求めて、「返礼品」を調達するという状況も生まれている。

この状態を是正するため、インターネット関係を中心とする情報機関も本来の正常な仲介業務をする必要があろう。

このように「ふるさと納税制度」は正常な姿にしていくようにすることが求められているのである。

第4に、その意味でふるさと納税制度を本来の「寄附文化」（無償を基本とする寄附）の視点から見直していくことが必要になっているのである。

そのなかで、ここでは寄附を受ける側の地域・自治体のあり方について、つぎに述べていきたい。

Ⅵ 寄附を受ける側の地域・自治体の対応のあり方

このように、現行のふるさと納税制度は多くの問題がでてきて、総務省も「抜本的見直し」を表明している。

このなかで、地域や自治体はこの「ふるさと納税制度」をどのように位置づけ、活用したらよいのか。

ふるさと納税は本来寄附する側が自分のふるさとである地域や自治体が元気になってほしいという願いや想いを持って寄附するのであり、寄附される側もその寄附されたお金を元気な地域や自治体をつくるために活用するのであり、寄附する側も寄附される側もお互いに Win - Win の関係になるようにするものである。

すなわち、ふるさと納税は「自分よし」「相手よし」「まわりの社会全体の人たちもよし」という「三方よし」のやり方で活用すること

が必要なのである。

しかし、現実には必ずしもそうっておらず、寄附する側は寄附される側の「返礼品」の損得に関心が強くなり、寄附される側も寄附される金額を増やすことに関心が強くなる弊害が多くなっている。寄附する側と寄附される側の関係が人と人との信頼関係というよりも、モノとモノとの関係、お金とお金との関係になる側面が強くなっているのである。

それゆえ、ふるさと納税が掲げた本来の姿に戻ることが求められている。原点に戻ることである。

そのために何が必要なのか。

第1に、現行のふるさと納税制度の問題点を洗い出して、その問題点を是正していくことである。

第2に、ふるさと納税制度のもつ問題点を地域と自治体および国民の共通の認識とすることである。

第3に、ふるさと納税制度の問題点を解決するために、自己改革するとともに、その改善を国や政府に要請していくことである。

そのなかで、寄附する側も寄附することによって寄附される側の地域や自治体が元気になり、感謝される喜びを感じることができるし、寄附される側もその寄附金を活用して地域や自治体が元気になるように行動する喜びを得るのである。

それでは、寄附を受ける側の地域・自治体は「ふるさと納税制度」に対して、どのように対応する必要があるのか。

たとえば、高寄昇三氏は、ふるさと納税制度について、「高知県奈半利町は『自治体にも寄付者にも地元企業にもメリットのある「三方よし」の制度である』と絶賛しているが、それほど立派な制度ではない。自治体は内蔵する歪みを認識し、自治体として節度あ

る対応が必要である」(参考文献 1. の56ページ)と批判しているが、これに対しても、適切に対応することが求められている。

第1に、寄附を受ける地域・自治体としては、そこに住んでいる人たちが生きがいや働きがいがあり、そこに住みたいと思う地域・自治体をつくることが「目的」であると位置づけることである。その「目的」を達成するための一つの「手段」としてふるさと納税制度を活用するという位置づけが大切なことである。この「目的」と「手段」を混同しないことである。

問題が起こっている地域・自治体の現実を見ると、この「目的」と「手段」を混同し、多額の寄附を得るために、「返礼品」を位置づけるという転倒した姿勢がみられる。寄附を得ることが目的化し、問題を起こしているのである。

元気で住みよい地域・自治体をつくるという「目的」とそれを実現する「手段」の一つとして活用するふるさと納税制度というあたり前の関係を明確にするのが、まず必要なことである。

第2に、生きがいや働きがいがあり、かつ住みたい地域・自治体をどのようにつくればよいのか。

それには、「地域政策づくりの4本の柱」と「地域政策づくりの8つの基本的視点」が大切なことであり、それを図示すると、**第16表、第17表**のごとくになる。

まず、「地域政策づくりの4本の柱」を説明していこう。

第1に、「ものづくり」である。その地域で生きるためには働く場が必要である。

そのために、地域の宝物(自然・環境・人材・資源・資本・技術など)を最大限に生かして生産の拡大を図り、雇用の場を創出する

ことである

そのときのキーワードは、ともに働く「共働」・力を合わせて働く「協働」・心の琴線に触れながら働く「響働」である。

また、ともにつくる「共創」、力を合わせてつくる「協創」、心の琴線に触れながらつくる「響創」も大切である。

第2に、「地域社会(地域コミュニティ)づくり」である。

人間は働いて所得を得れば生きていけるかといえば、それだけでは生き住み続けることはできない。

働く場とともに、生活(くらし)していく場が大切になるのであり、生活(くらし)の場としての地域社会(地域コミュニティ)づくりが大切である。

生活するなかで、支え合う関係ができ、お互いが必要な関係となり、豊かな生活(くらし)ができるのである。

この地域社会(地域コミュニティ)づくりは、地域で安全で安心して生活していくための必須の条件である。

キーワードは、ともに生きる「共生」、力を合わせて生きる「協生」、心の琴線に触れながら生きる「響生」ということである。

第3に、「内発的交流ネットワークづくり」である。

人間と人間との関係は狭い空間での結びつきだけでなく、広く世界に向けて開かれていく必要がある。

その人と人との関係も外から与えられるものでなく、内発的な関係としてつくられていくことが大切である。それが、内発的交流ネットワークづくりである。

いわば、私→市町村→都道府県→国→世界へと開かれていく関係であり、そのなかでお互いに人間として豊かになっていく絆をつく

第16表 地域政策づくりの4本柱

キーワード	
(1) ものづくり 生産の拡大と雇用の創出	共働・協働・響働の場づくり 共創・協創・響創の場づくり
(2) 地域社会(地域コミュニティ)づくり 生き生きと生活する	共生・協生・響生の場づくり
(3) 内発的交流ネットワークづくり 足元から世界に向けて結びつきをつくる	共絆・協絆・響絆の場づくり
(4) 人づくり 最後は人、地域に誇りと愛をもつ人を育てる	共育・協育・響育の場づくり 共学・協学・響学の場づくり
共通の言葉 — 共 ・ 協 ・ 響	

第17表 地域政策づくりの8つの基本的視点

- (1) 地域の現実（実態）から出発する視点 現場主義の視点
- (2) 地域の宝物（資源）を大切にし、それを最大限活かす視点
- (3) 地域の宝物（資源）を全的に活用し、切り売りしない視点
- (4) 地域のプラス面、強み、良い点を最大限活かす視点
地域のマイナス面、弱み、悪い点をプラスへ、強みへ、良い点へ転化する視点
- (5) 地域の人たちがタテからヨコへ、ヨコからマルへ、連携していく視点
ワイワイガヤガヤと井戸端会議的合意形成の視点
「べき論」「ねばならない論」から「たい論」へ進化する視点
- (6) 「目的」と「手段」を混同しない視点
- (7) 総合的・長期的に把握する視点
- (8) 最後は「人」。地域に誇りと愛着を持つ人間を育てる視点 リーダーを育てる視点
これからは外国人労働者との関係性づくり 「自主・民主・互惠」の原則の視点

ることである。

高知県でも馬路村の「特別ふるさと村民制度」が一つのモデルであろう。千人を切る人口で3万人にのぼる特別村民と結びあっている。

また、同じく500人を切る大川村でも、かつて1985～90年にかけて人口増加をもたらしたのであるが、そのときに大きな役割を果たしたのが、「ふるさと村民制度」「ふるさと留学制度」であったことから教訓を学ぶ必要が

あろう。

高知県もこれから外国人労働者が増加する傾向にあるが、その地域の「内発的交流ネットワーク」の内容・質が問われてくるであろう。「自主・民主・互惠」の交流の理念のあり方が問われているといえよう。

そのときのキーワードは、ともに絆をつくる「共絆」、力をあわせて絆をつくる「協絆」、心の琴線に触れながら絆をつくる「響絆」で

ある。

第4に、なんといっても最後を決めるのは「人づくり」である。

なにをするにしても、そのことが成功するかどうかを決めるのは、そのことを担っている人たちの力である。

地域・自治体に愛着を感じ、誇りを持つ人間がどれだけ育つのが鍵である。

家庭教育、小・中・高・大学の学校教育、地域の教育など育てる場で、目的意識的に地域に愛着や誇りを持つ人間・リーダーを育てることが大切になっている。

特に、最近の子供たちの教育（学習）というよりか、「大人たち」の教育・学習が必要になっているといえよう。そのことでいえば、いまは「大人たちの教育（学習）の時代」といえる。

そのときのキーワードは、ともに育つ「共育」、力を合わせて育つ「協育」、心の琴線に触れながら育つ「響育」である。

また、ともに学ぶ「共学」、力を合わせて学ぶ「協学」、心の琴線に触れながら学ぶ「響学」が大切になっているともいえよう。

なお、いずれの場合でも「共」「協」「響」という文字が入っているのは、これからの日本が世界の方向性を示すためにも、必要な言葉であるからである。

つぎに、「地域政策づくりの8つの基本的視点」について述べていきたい。

第1に、地域政策づくりの基本は「現実からの出発」である。あたり前のことであるが、自分たちが住んでいる地域・自治体のありのままの姿から出発することである。

ややもすれば、現実の姿に目をやらず、他の地域や自治体の事例に目が惹かれ、その真似事に走ることが多いが、まず、現実を目を向けることである。

第2に、地域にある宝物（自然・環境・人・資源・資本・技術など）を発見・再発見し、その宝物を最大限に生かすことである。しかも宝物は切り売りするのではなく、全的に活用することが大切である。

第3に、地域・自治体のプラス面・強み・良い点は徹底的に生かしていくことが大切であるし、地域・自治体のマイナス面・弱み・悪い点はプラスへ、強みへ、良い点へ転化することが大切になっている。

ややもすれば、農山漁村地域ではマイナス面・弱み・悪い点に注目することが多いが、それは一面的な視点である。

第4に、地域政策づくりで、あるべき理念から「こうすべきだ」「こうしなければならない」という「べき論」「ねばならない論」は、どうしても「建前論」が先行しがちであるが、地域政策づくりでは、みんながそれぞれ持っている「こうありたい」「こうしたい」という「たい論」を結集してつくることが大切である。

第5に、地域政策をつくる時、他の地域や自治体の成功した先進事例に目を向けることが多くなるが、他の地域の先進事例はその地域に合った政策であるからこそ成功しているのであり、それを地域の実態が異なる自分の地域に持ってきたからといって成功するわけではない。他の地域の先進事例から学ぶべきことは、その基本的な考え方であり、形を物真似しても成功しないのである。他の地域・自治体の先進事例からは教訓・ヒントとして学ぶことである。

その意味から「事例主義」から自分たちの地域・自治体の実態から、政策をつくる「道筋主義」の政策づくりをすることが大切である。

第6に、前に「ふるさと納税制度」で述べ

たように、「目的」と「手段」を明確にし、「目的」と「手段」を混同しないことである。

第7に、地域政策をつくる時、ややもすれば、早く成果をあげようと短期的視点で考えることが多くなるが、成果は長期的な視点に立って考えることが大切である。短期的にはマイナスでも長期的にはプラスになることが結構多いのであり、長期的に道筋をみていく必要があるのである。

また、政策づくりを狭い視点から考えるのではなく、総合的な視点でつくることが大切である。一つ一つでは、必ずしもプラスになっていなくても総合化したときにプラスになる事例が多いからである。

第8に、何をするにしても最後は「人」であり、地域や自治体に愛着と誇りを持つ人間を育てる視点をいつも念頭に置くことが大切である。

この「地域政策づくりの4本柱」と「地域政策づくりの8つの基本的視点」を基軸に地域・自治体の活性化の方向性を定め、そのなかで「ふるさと納税制度」を手段としてどのように活用するのかというスタンスで考えていくことが大切である。

おわりに

ふるさと納税制度の誕生の背景やふるさと納税制度の内容と実態、そこに起こっている問題点、そのなかで寄附を受ける側の地域・自治体はどのように対応することが大切なのかを中心に分析してきた。

ふるさと納税制度そのものが、現在起こっている自治体間の「返礼品」をめぐる過当競争をもたらす要因を内包していたのであり、その是正が求められている。

その意味で、本来の「寄附文化」（無償を

基本とした寄附）を日本のなかに浸透させることが大切になっている。

この本来の「寄附文化」（無償を基本とした寄附）を基軸に据えたふるさと納税制度にすることが大切になっているということである。

東日本大震災や熊本地震、台風被害などに対する無償の寄附活動やボランティア活動は十分に「寄附文化」が育つ基盤があることを示しており、その点からも、ふるさと納税制度の抜本的な改革が必要になっている。

また、寄附を受ける側の地域・自治体の基本的なあり方についても提起しているので、各地域・自治体も参考にしていいただければありがたい。

なお、個別的な地域・自治体のふるさと納税制度への対応の分析については今後の課題にしたい。

参考文献

1. 高寄昇三『「ふるさと納税」「原発・大学誘致」で地方は再生できるのか』公人の友社 2018年2月
2. 安田信之助編著『地域経済活性化とふるさと納税制度』創成社 2017年8月
3. 高松俊和『ふるさと納税と地域経営－制度の現状と地方自治体の活用事例－』事業構想大学院大学出版部 2016年12月
4. 保田隆明『ふるさと納税の理論と実践』事業構想大学院大学出版部 2017年1月
5. 木下斉『地方創生大全』東洋経済新報社 2016年10月
6. 西川一誠『「ふるさと」の発想－地方の力を活かす』岩波書店 2009年7月